

Part 1 近時の民事法制の動向と司法書士実務

司法書士法人鈴木事務所 鈴木龍介

司法書士事務所Forum 村瀬貴子

去る6月15日に閉会となった第208回通常国会^(注1)(以下「本国会」という。)において、合計78の法律が成立したところである^(注2)。

そこで、昨年に引き続き^(注3)、司法書士の実務と関連の深い民事法制の動き^(注4)について、ガイドンス的に整理し、あわせて信頼性の高いと思われるウェブ情報や文献を紹介することとする。なお、本稿の内容等は、あくまで執筆時点現在(令和4(2022)年9月1日)のものであり、当然にその後の進展があることに留意されるとともに、最新の情報等へのアップデートに努めていただきたい。



I 施行等された法律

本国会以前に成立し、令和4(2022)年において、既に施行された主な法律及び現時点で施行が決定している法律は、【**図表1**】のとおりである。

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和3年法律第37号)については、押印・書面の見直しのための48の法律が原則として令和3(2021)年9月1日施行とする一括改正が

なされた。ただし、一定の準備期間を経て令和4(2022)年の施行となったものとして、宅地建物取引士による押印の廃止及び重要事項説明書等の電磁的記録による提供を可能とした宅地建物取引業法や、一般定期借地権の特約、定期建物賃貸借の事前説明書面・契約を書面同様、電磁的記録で作成することを可能とした借地借家法の改正等が挙げられる^(注5)^(注6)。

所有者不明土地の解消等を目的として成立した民法等の一部を改正する法律(令和

(注1) 会期は令和4(2022)年1月17日から同年6月15日まで。

(注2) 内閣法制局「内閣提出法律案」

https://www.clb.go.jp/recent-laws/diet_bill/id=4000 (第208回国会)

衆議院法制局「衆法情報」

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/housei/html/h-shuhou208.html (第208回国会)

参議院法制局「参法・修正案一覧」

<https://houseikyoku.sangiin.go.jp/sanhouchiran/kaijibetu/r-208.htm> (第208回国会)

(注3) 鈴木龍介=村瀬貴子「近時の民事法制の動向と司法書士実務」本誌719号(2021年)19~24頁。

(注4) 堂園幹一郎「民事基本法制の立法動向について」本誌728号(2022年)14~22頁。

【図表1】 主な施行済・施行日決定の法律

法律名	法律番号	公布	施行
民法の一部を改正する法律* ¹	平成30年法律第59号	平成30(2018)年6月20日	令和4(2022)年4月1日 (成年年齢引下げ)
会社法の一部を改正する法律* ²	令和元年法律第70号	令和元(2019)年12月11日	令和3(2021)年3月1日 令和4(2022)年9月1日 (株主総会資料の電子提供、支店登記の廃止)
デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律* ³	令和3年法律第37号	令和3(2021)年5月19日	令和3(2021)年9月1日 令和4(2022)年5月18日 (宅地建物取引業法) 令和4(2022)年5月18日 (借地借家法) 令和4(2022)年5月18日 (個人情報保護法)
民法等の一部を改正する法律	令和3年法律第24号	令和3(2021)年4月28日	※後記(【図表2】)のとおり
相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律* ⁴	令和3年法律第25号		

*1 法務省「民法の一部を改正する法律(成年年齢関係)について」

(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00218.html)

笹井朋昭=木村太郎『一問一答 成年年齢引下げ』(商事法務、2019年)。

*2 法務省「会社法の一部を改正する法律について」

(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00001.html)

竹林俊憲『一問一答 令和元年改正会社法』(商事法務、2020年)、村上裕貴「[会社法の一部を改正する法律等の施行に伴う商業・法人登記事務の取扱いについて(通達)]の解説」登記研究882号(2021年)29~94頁。

*3 デジタル庁「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)」

(<https://www.digital.go.jp/laws/>)

*4 法務省「所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直し(民法・不動産登記法等一部改正法・相続土地国庫帰属法)」(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00343.html)

村松秀樹=大谷太『Q&A 令和3年 改正民法・改正不登法・相続土地国庫帰属法』(金融財政事情研究会、2022年)。

3年法律第24号)及び相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律(令和3年法律第25号。以下「相続土地国庫帰属法」という。)については、令

和5(2023)年4月1日から順次施行されることとなっており、その施行スケジュールと概要は、【図表2】のとおりである。

(注5) 国土交通省「ITを活用した重要事項説明及び書面の電子化について」

(https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk3_000092.html)

(注6) 法務省「借地借家法等の改正(定期借地権・定期建物賃貸借関係)について」

(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00304.html)

【図表2】 令和3年民法・不動産登記法改正、相続土地国庫帰属法の施行と概要

施行(予定)	概要
令和5(2023)年 4月1日	土地等利用の円滑化関連(民法) ○財産管理制度の見直し:所有者不明土地建物の管理制度・管理不全土地建物の管理制度の創設等 ○共有制度の見直し:所在等不明共有者がいる場合、裁判所の決定を得て残りの共有者で共有物の変更・管理を可能とする制度の創設等 ○遺産分割制度の見直し:相続開始から10年経過で法定相続分による画一的な遺産分割となる仕組みの創設等 ○相隣制度の見直し:隣地使用権に関する規律の整備等
令和5(2023)年 4月27日	相続土地国庫帰属制度の創設(相続土地国庫帰属法) ○土地所有権を取得した相続人が、法務大臣による要件審査・承認と10年分の土地管理費相当額の負担金の納付等をして土地を国庫へ帰属
令和6(2024)年 4月1日	相続登記の申請義務化(不動産登記法) ○相続人に対し、取得を知った日から3年以内の相続登記申請を義務化 相続人申告登記の創設(不動産登記法) ○所有権登記名義人の相続が開始した旨と自らが相続人である旨を申し出ることによって申請義務を履行したものとみなし、職権で相続人の氏名等を登記 所有権登記名義人の登記事項の追加(不動産登記法) ○法人につき会社法人等番号、外国居住者につき国内連絡先
令和8(2026)年 4月28日までに	所有不動産記録証明制度の創設(不動産登記法) ○被相続人が所有権登記名義人である不動産を一覧的にリスト化して証明 所有権登記名義人の死亡情報についての符号表示(不動産登記法) ○住基ネット等から死亡等の情報を取得し、職権等で登記に符号で表示 住所等変更登記の申請義務化(不動産登記法) ○2年以内の住所等の変更登記申請を義務化 ○住基ネット等と情報連携し、本人の了解のもと職権等で住所等変更登記



本国会で成立した法律

1 民事訴訟法(IT化関係)

「民事訴訟法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第48号)が令和4(2022)年5月18日に成立し、同月25日公布され、原則として公布後4年以内の令和8(2026)年5月25日までに施行される。

民事訴訟手続等の迅速化と効率化を図り、民事裁判を国民がより利用しやすいものとする観点から、民事訴訟手続のIT化を目的として、「3つのe」の実現、すなわち「e提出」:主張・証拠のオンライン提出等、「e事件管理」:訴訟記録の電子

化・裁判期日のオンライン調整等、「e法廷」:ウェブ会議・テレビ会議の導入・拡大の検討を重ねてきたものが立法化されたほか、当事者の申出により一定の期間内に審理を終え、判決を行う制度も創設された。その概要は、次のとおりである。

(1) 民事訴訟手続のIT化

① オンライン申立て等

オンラインによる訴訟の申立てができる範囲を拡大するとともに、当事者から委任を受けた弁護士・司法書士等の訴訟代理人は、原則としてオンラインによる裁判書類の提出が義務化された。

裁判所からの送達について電子送達制度

を創設し、届出がある場合には裁判所のサーバを介して閲覧・ダウンロードを可能とした上で送達を受ける者のメールアドレス等に通知する方法により送達をすることも可能とされた。

公示送達については、必要な事項を不特定多数の者が閲覧することができるように裁判所のホームページに掲載することにより行うことが想定されている。

② ウェブ会議による期日

ウェブ会議システムの利用により、裁判所に当事者双方の出頭がなくても、口頭弁論期日等における手続を行うことが可能とされた。

③ 訴訟記録等の電子化

訴訟記録の電子化については、オンラインで提出された裁判の申立てや準備書面等の電子データはそのまま保管することとされ、書面により裁判の申立て等が行われた場合には、裁判所が原則として書面記載事項を電子化することとされた。

電子化された訴訟記録の閲覧等の規定が整備され、当事者及び利害関係人は裁判所外でも、裁判所のサーバにアクセスして電子化された訴訟記録を閲覧・複写することが可能とされた。あわせて、判決書等についても電子化しなければならない旨の規定が新設された。

(2) 法定審理期間訴訟手続の創設

当事者双方の申出又は一方の申出と他方の同意により、手続開始期日から6か月以内に口頭弁論を終結する期日を指定するとともに、その期日から1か月以内に判決の言渡し期日を指定して、7か月以内には裁判を終了させる法定審理期間訴訟手続が創

設された。なお、裁判に要する期間を予測可能なものとし、裁判の長期化による負担を軽減して利用しやすくする一方で、時間の制約は証拠を集める態勢が劣る側に不利に働くとして、個人が企業を相手にすることの多い消費者契約に関する訴えや個別労働関係民事紛争に関する訴えについては対象外とされた。ただし、当事者の双方又は一方が通常訴訟手続に移行させる申出をした場合や、法定審理期間訴訟手続により審理・裁判をするのが困難であると認める場合には、裁判所は通常の手続に移行する決定をするものとされた。

(3) 被害者の氏名等を秘匿する制度の創設

犯罪被害者等の氏名等が手続の相手方当事者に知られることにより社会生活を営むのに著しい支障が生ずるおそれがある場合には、当事者の申立てにより相手方当事者に秘匿して訴訟手続をすることができるものとされた。

(4) 離婚訴訟等におけるウェブ会議の利用

人事訴訟法及び家事事件手続法を一部改正し、離婚・離縁の訴訟又は調停において、ウェブ会議等により手続を行う期日に和解の成立等を可能とする規定が整備された。なお、人事訴訟・家事事件等のさらなるIT化については、後述する法制審議会「民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）部会」で審議が進められている。



III 具体的に検討中の法律

1 民法（親子関係）

近時、児童虐待の急増が社会問題化して

いるなか、親子法制に関する見直しを行うため、令和元（2019）年6月の法制審議会への諮問（諮問第108号）に対し、「民法（親子法制）部会」が設けられた。同年7月より同部会での審議が開始され、令和4（2022）年2月に「民法（親子法制）等の改正に関する要綱案」が取りまとめられた^(注7)。今後は法改正に向け国会での審議に移行される見通しである。

同要綱案の主な論点としては、i) 懲戒権の規定の削除、ii) 嫡出の推定見直しや女性の再婚禁止期間の規定の削除、iii) 嫡出否認制度や認知制度の見直し等が挙げられている。

2 民法等（家族法制）

現代における家族の在り方に対応し、子の利益保護等の観点から、父母の離婚とそれに関連する制度の見直しを行うため、令和3（2021）年2月の法制審議会への諮問（諮問第113号）に対し、「家族法制部会」が設けられた。同年3月より同部会での審議が開始され、現在中間試案の取りまとめに向けた検討がなされているところである^(注8)。

民法等（家族法制）の主な論点としては、i) 共同親権をはじめとした父母の離婚後の子の養育、ii) 未成年者を養子とする場合を中心とした養子制度、iii) 財産分与制度等が挙げられている。

3 担保法制

動産・債権を中心とした担保法制の見直しを行うため、令和3（2021）年2月の法制審議会への諮問（諮問第114号）に対し、「担保法制部会」が設けられた。同年4月より同部会での審議が開始され、現在中間試案の取りまとめに向けた検討がなされているところである^(注9)。

担保法制の主な論点としては、i) 譲渡担保・所有権留保等の非典型担保の法制化、ii) 動産・債権担保等の対抗要件制度、iii) 流動動産担保等の倒産手続における効力等が挙げられている。

4 戸籍法

戸籍に個人の氏名を読み仮名で表記する規定を整備する等、戸籍法制の見直しを行うため、令和3（2021）年9月の法制審議会への諮問（諮問第116号）に対し、「戸籍法部会」が設けられた。同年11月より同部会での審議が開始され、令和4（2022）年5月に中間試案が取りまとめられ、パブリック・コメントが実施されたところである^(注10)。

戸籍法の見直しの主な論点としては、i) 氏名の読み仮名の戸籍への記載、ii) 新規・既存の戸籍に対する氏名の読み仮名の収集方法等が挙げられている。

5 民事・家事関係裁判手続のIT化

民事訴訟以外の民事・家事関係の裁判手

(注7) 法務省「「民法（親子法制）等の改正に関する要綱案」（令和4年2月1日）」

https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900001_00120.html

(注8) 法務省「法制審議会－家族法制部会」

https://www.moj.go.jp/shingi1/housei02_003007

(注9) 法務省「法制審議会－担保法制部会」

https://www.moj.go.jp/shingi1/housei02_003008.html なお、当部会には伊見真希日本司法書士会連合会副会長が委員として参画している。

続についてのIT化に向けた法制面の整備を行うため、令和4（2022）年2月の法制審議会への諮問（諮問第120号）に対し、「民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）部会」が設けられた。同年4月より同部会での審議が開始され、パブリック・コメントが実施されているところである^(注11)。

民事訴訟手続のIT化の際に検討された項目を踏まえ、各手続の特性に応じた制度の在り方等についての議論が進められている。

6 マネロン・テロ資金供与等対策

FATF（Financial Action Task Force／金融活動作業部会）の勧告や国内外からの要請の高まりを受け、令和3（2021）年8月に警察庁・財務省が共同議長となるマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議が設けられた^(注12)。同会議においては3か年の「行動計画」が策定され、令和4（2022）年5月に対策の推進に関する基本方針が決定されている。

その対策の一環として、法人の透明性を向上させ、法人の悪用を防止する観点から、商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則（令和3年法務省告示第187号）により実質的支配者リスト制度が創設され、令和4（2022）年1

月31日より運用が開始されている^(注13)。この流れは、さらなる実質的支配者情報を一元的に管理する仕組みの構築に向け、関係省庁が連携して利用の促進等の取組みを進めていく方向である。

前記「行動計画」の各項目については、内閣官房に設置された「FATF勧告関係法整備検討室」と関係省庁間との連携により、所用の制度整備が順次進められているところである。

7 その他－研究会等で検討中のもの等

(1) 区分所有法制

令和3（2021）年3月に発足した「区分所有法制研究会」では、近時の社会経済情勢の変化を踏まえ、区分所有建物の建替え決議の在り方や関連する区分所有法制の課題について、論点や考え方等を整理するための議論が進められているところであり、令和4（2022）年9月12日には法制審議会に諮問（諮問第124号）され、「区分所有法制部会」が設置された^(注14)。

同研究会での具体的な検討事項としては、i）老朽化した区分所有建物への対応、ii）被災した区分所有建物への対応等が挙げられている。

(2) 成年後見制度

令和4（2022）年4月に発足した「成年後見制度の在り方に関する研究会」で

(注10) 法務省「法制審議会－戸籍法部会」

[〈https://www.moj.go.jp/shingi1/housei02_003012〉](https://www.moj.go.jp/shingi1/housei02_003012)

(注11) 法務省「法制審議会－民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）部会」
[〈https://www.moj.go.jp/shingi1/housei02_003007_00001〉](https://www.moj.go.jp/shingi1/housei02_003007_00001) なお、当部会には小澤吉徳日本司法書士会連合会会長が委員として参画している。

(注12) 財務省「国内のマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策」

[〈https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/amlcftcpf/efforts.html〉](https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/amlcftcpf/efforts.html)

(注13) 法務省「実質的支配者リスト制度の創設（令和4年1月31日運用開始）」

[〈https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00116.html〉](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00116.html)

は、成年後見制度の利用促進に加え、成年後見制度を権利擁護支援の重要な手段の1つと位置づけ、全国どの地域においても尊厳ある本人らしい生活の継続を可能とする体制の整備を目指して、成年後見制度の見直しに向けた議論が進められているところである^(注15)。

同研究会での具体的な検討事項としては、i) 成年後見制度のスポット利用の可否、ii) 法定後見制度の3類型の在り方、iii) 成年後見人の交代や報酬の在り方、iv) 任意後見制度の在り方等が挙げられている。

(3) 規制改革関連

「規制改革推進に関する答申」^(注16)を踏まえ、令和4(2022)年6月7日に閣議決定された「規制改革実施計画」^(注17)において、司法書士実務に関わりが深いと思われる事項を以下にピックアップしておくこととする。

① 登記事項証明書等の添付省略

法令で登記事項証明書の添付が求められる行政手続について、添付を不要とするために必要な措置を講じるものとする。また、戸籍謄抄本等についても同様の措置を講じるものとする。

② 手数料等のキャッシュレス化

(注14) 金融財政事情研究会「区分所有法制研究会」

https://www.kinzai.or.jp/legalization_manshon.html

法務省「法制審議会第196回会議(令和4年9月12日開催)」

<https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi03500044.html>

(注15) 商事法務研究会「成年後見制度の在り方に関する研究会」

<https://www.shojihomu.or.jp/kenkyuu/seinenkoukenseido>

(注16) 内閣府「規制改革推進に関する答申」

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/opinion/220527.pdf>

(注17) 内閣府「規制改革実施計画」

https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/program/220607/01_program.pdf

法務局の窓口で支払う手数料等について、キャッシュレスで納付するために必要な措置を講じるものとする。

③ オンラインによる職務上請求

行政手続におけるオンライン利用率を大胆に引き上げる取組みの推進として、戸籍謄抄本のオンラインによる、いわゆる士業者からの職務上請求を導入する方向で意見を聴取し結論を得るものとする。

④ オンライン申請システムの利用時間の拡大

登記・供託オンライン申請システムの利便性向上による利用率の引上げを目指し、利用時間の24時間対応も視野に、遅くとも令和7年度までに必要な措置を講じるものとする。

⑤ 司法書士の役割の検討

不動産登記・商業登記に関する手続について、デジタル化を抜本的に進める上で司法書士の果たすべき役割の検討を行い、令和4年度中に一定の結論を得た上で、可能なものから順次必要な措置を講じるものとする。

(すずき りゅうすけ)

(むらせ たかこ)